

資料 9 平成 27 年 3 月 10 日最高裁第三小法廷判決の事案との相違

参照：第一審における原告準備書面（3）7～10 ページ

- ◎ 平成 27 年 3 月 10 日最高裁第三小法廷判決は、外国で生まれた子の日本国籍取得を制限する国籍法 12 条の立法目的として、①実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生の防止、②複数国籍の発生の防止、の 2 点を挙げた。
- ◎ 実体を伴わない形骸化した日本国籍と、出生による実体のある外国国籍とは、前者を取得できなくても当該子に不利益はない。
- ◎ そのため、同判決では②複数国籍の発生防止という立法目的の必要性について実質的な検討をしていない。単に「内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍」と述べるのみである。
- ◎ しかし、複数国籍の弊害に実体がないこと、少なくとも現実化したことがないことは、同判決後、本件訴訟等を通じて公知の事実となった。社会状況の大きな変化である。
- ◎ 本件で問題となるのは、実体を伴う日本国籍を複数国籍の発生防止という立法目的のために本人の意思に反してでも喪失させることが違憲であるか否かである。
- ◎ 最高裁が今回、複数国籍の発生防止という立法目的には実体を伴う日本国籍を本人の意思に反してでも喪失させるほどの必要性も重要性もないと判断しても、上記最高裁第三小法廷判決とは矛盾しない。